

令和7年12月23日

お客さま各位

北海道信用漁業協同組合連合会

「貸金庫規定」の制定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊会では、お客さまとのお取引にあたり各種規定等を発行しておりますが、新たに「貸金庫規定」を制定しますのでご案内いたします。

制定内容のご確認を希望されるお客様におかれましては、当店窓口にお申し付けください。

記

1 概要

かねてよりご使用いただいております貸金庫（※）につきまして、令和8年2月1日より貸金庫規定を制定させていただきます。

今回の貸金庫規定制定により、下記の通り格納品の範囲を定めたことから、現金は格納できないこと、および貸金庫開庫時に職員が立ち会わせていただくこととなりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

※弊会本店にのみ設置しております。

《格納品の範囲》

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 弊会は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
- ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2 制定日

令和8年2月1日（日）

以 上

◆貸金庫規定◆

1 (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当会は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2 (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当会の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、利用時の当会立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3 (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する4月末日までとし、契約期間満了日まで借主または当会から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

契約の継続にあたり、格納品が第1条の範囲に収まっていることを当会所定の書面にて確認します。

4 (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、貸金庫事務手続別表1記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年5月の当会所定の日、借主が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算(百円未満切り上げ)により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
なお、使用料を変更する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算(百円未満切り捨て)により返戻します。

5 (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当会立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当会が保管します。

6 (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当会所定の貸金庫開庫依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、借主本人から代理人の氏名等を届け出てください。
- (4) 格納品の出し入れは、当会所定の場所で行ってください。

7 (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当会に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8 (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当会所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当会が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

9 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当会に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当会に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、(1)・(2)と同様に、当会に届け出てください。
- (4) (1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当会に届け出てください。
- (5) (1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

10 (印鑑照合等)

貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、使用される鍵について当会は確認する義務を負いません。

11 (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当会の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当会は責任を負いません。

- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当会または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12 (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第13条(3)①、②、③のいずれにも該当しない場合に使用することができ、これらの一つにでも該当する場合には、当会はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

13 (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。

この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当会所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取り扱います。

- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当会はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当会から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき。
- ② 借主について相続の開始があったとき。
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当会もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき。

- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当会から解約の通知があったときは、直ちに(1)と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団準構成員

エ 暴力団関係企業

オ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

カ その他前各号に準ずる者

- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為

オ 契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認める行為

カ その他前各号に準ずる行為

- (4) (1)から(3)の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算（百円未満切り上げ）により支払ってください。この場合、第4条(3)にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当会はこの不足額を明渡しの日第4条(1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) (1)から(3)の明渡しが3か月以上遅延したときは、当会は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうち、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当会は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当会からの請求がありしだい支払ってください。

14 (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当会が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

15 (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当会は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当会は責任を負いません。

16 (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

17 (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

18 (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上